

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年7月29日

【会社名】 株式会社Gunosy

【英訳名】 Gunosy Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 最高経営責任者 福島 良典

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 (03)6455-4560

【事務連絡者氏名】 取締役 最高財務責任者 伊藤 光茂

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 (03)6455-4560

【事務連絡者氏名】 取締役 最高財務責任者 伊藤 光茂

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成28年7月14日に関東財務局長に提出いたしました臨時報告書の記載事項のうち、「発行価格」、「発行価額の総額」及び「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」が平成28年7月29日に確定いたしましたので、これらに関する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正内容】

訂正箇所は____を付して表示しております。

(3) 発行価格

(訂正前)

新株予約権1個と引き換えに払い込む金銭の額(以下「払込金額」という。)は、割当日における新株予約権1個当たりの公正価額(ブラック・ショールズ・モデルにより割当日の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値をもとに算出された価額)とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(訂正後)

新株予約権1個と引き換えに払い込む金銭の額(以下「払込金額」という。)は、426円とする。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

68,160,000円

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。但し、かかる価額が新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。(後略)

(訂正後)

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、975円とする。(後略)

以上